

ID: 167

担当部署: 企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	使用の変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市民会館条例施行規則 第8条第1項		
例 規 番 号	昭和44年規則第34号		
【根拠条文】 (使用変更等) 第8条 使用者がやむを得ず会館の使用許可事項を変更しようとするときは、使用変更申請書に使用許可書を添えて、許可を受けなければならない。ただし、第5条第2項に定める方法により使用許可の申請を行つた者については、この限りでない。 2 前項に定める使用変更申請書の届出は、大ホール、小ホール及び楽屋に関する場合は、使用日の6月前までとし、本館各室及び多目的ホールに関する場合は、使用日の14日前までとする。 3 使用許可の変更は1回限りとし、使用許可変更承認書を交付してこれを行う。この場合において、施設使用料に差額のある場合は、その差額を納入しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日